

『火災保険』掛け方ガイド・・・ vol. 13 自然災害の基礎知識③

今回は損害保険に携わる立場から「防災」という観点で

『**自然災害からどう身を守るか**』をテーマにまとめてみました。

① 危機意識を普段から持つ

自分の住んでいる所の危険度を各市町村で作成されている土砂災害危険箇所図や各ハザードマップ等で確認します。そして実際に自宅・会社周辺を歩いて危ない場所や避難場所を確認しておくことも大切です。

② 気象情報をチェックする

気象庁は、災害が予想される場合は注意報や警報等の気象情報を発表します。警報が発表されたら、市町村が発表する避難に応じて速やかに避難して下さい。2013年に新設された**特別警報**は、雨の場合ですと数十年に一度の大雨が予想される場合に発表されます。そしてこの特別警報が発表される時は、すでに重大な災害がおきていてもおかしくない状況です。また避難していない場合は避難場所へ直ちに直行して下さい。ただし、周囲が浸水していたり夜間で暗いときは外出をするとかえって危険な場合があります。そのような時は2階や崖と反対側の部屋など、少しでも安全な場所へ移動して下さい。早め早めの行動が大切です。

③ 災害時の心構え

人は危険が身近に迫っていても「今回も大丈夫」「自分だけ大丈夫」と考えてしまいがちです。このような考えはすて、安全第一の行動をとることが大切です。

〔ご参考〕特別警報の発表基準をまとめました。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧による大雨	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雨	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う	暴風が予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

津波・火山噴火・地震に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される時（大津波警報を特別警報に位置づける）
火山・噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される時（風化警報を特別警報に位置づける）
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合（緊急地震速報〔震度6以上〕を特別警報に位置づける）

出所：気象庁資料

このように災害時には入手できる情報をフルに活用し、平常時に調べておいた情報と組合せて最適な安全確保の行動をとることが重要です。そして最も大切なことは「自分の身は自分で守ること」が基本であることをしっかりと認識しておくことだと考えます。